市 有 財 産 売 買 請 書 契約番号 023 物 品 名 普通自動車 ほか7台 規 格 等 仕様書のとおり 契約金額 金462,000円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額42,000円)

上記の市有財産売買契約について、秋田市財務規則を遵守し、誠実に履行いたします。

上記の事項確認のため、この請書を提出します。

令和 年 月 日

仕様書のとおり

令和7年1月31日

搬出場所

搬出期限

その他

(宛先) 秋田市長 穂 積 志

秋田県鹿角市花輪字諏訪野95番地 買受人 有限会社ツヅキ商会 代表取締役 都築 修一 印

不用品売却処分(普通自動車ほか7台)仕様書

1 不用品に関する事項(内訳は以下のとおり。詳細は別添資料のとおり。)

No.1 普通自動車(秋田501 に 363)

- (1) リサイクル料金 預託済み 11,880円
- (2) 保管場所 秋田市山王一丁目2番34号(市役所分館横駐車場)
- (3) 担当課等 財産管理活用課 皆川 (電話 018-888-5439)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号:NY12-038581、型式:DBA-NY12、原動機の型式:HR15、 初度登録年月:平成25年7月、車名:ニッサン、車体の形状:ステーションワ ゴン
 - イ 解体処分とする。部品取り可。

No.2 軽自動車(秋田580 た 1737)

- (1) リサイクル料金 預託済み 10,120円
- (2) 保管場所 秋田市寺内字蛭根85番9 (建設部道路維持課整備棟敷地内)
- (3) 担当課等 人口減少・移住定住対策課 佐々木、玉尾(電話 018-888-5487)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号:MK21S-201154、型式:DBA-MK21S、原動機の型式:K6A、 初度登録年月:平成22年5月、車名:スズキ、車体の形状:箱型
 - イ 解体処分とすること。部品取り可。ファンベルト損傷のため、自走不可。

No.3 軽自動車(秋田580 す 9851)

- (1) リサイクル料金 預託済み 9,460円
- (2) 保管場所 秋田市山王一丁目2番34号(市役所分館横駐車場)
- (3) 担当課等 特定健診課 大森 陽子 (電話 018-888-5636)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号:H82W-0929128、型式:DBA-H82W、原動機の型式:3G83、 初度登録年月:平成21年6月、車名:三菱、車体の形状:ステーションワゴン イ 解体処分とする。部品取り不可。故障あり。オルタネーター、パワース テアリング不良。自走不可。

No.4 軽自動車(秋田480 < 9080)

- (1) リサイクル料金 預託済み 9,310円
- (2) 保管場所 秋田市土崎港西五丁目3番1号(北部市民サービスセンター)
- (3) 担当課等 北部市民サービスセンター 佐藤 耕 (電話 018-845-2261)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号:DA64V-452269、型式:EBD-DA64V、原動機の型式:K6A、 初度登録年月:平成23年2月、車名:スズキ、車体の形状:バン
 - イ 解体処分とする。部品取り可。修理歴多数あり。

No.5 普通自動車(秋田500 ま 682)

- (1) リサイクル料金 預託済み 9,410円
- (2) 保管場所 秋田市八橋南一丁目8番3号(秋田市保健所)
- (3) 担当課等 保健総務課 伊藤 史晃、能登谷 大成 (電話 018-883-1170)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号: KGC15-0014095、型式: DBA-KGC15、原動機の型式: 1KR、 初度登録年月: 平成17年5月、車名: トヨタ、車体の形状: 箱型
 - イ 解体処分とする。部分取り不可。故障あり。自走不可。

No.6 普通自動車(秋田500 ま 684)

- (1) リサイクル料金 預託済み 9,410円
- (2) 保管場所 秋田市八橋南一丁目8番3号(秋田市保健所)
- (3) 担当課等 保健総務課 伊藤 史晃、能登谷 大成 (電話 018-883-1170)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号: KGC15-0014098、型式: DBA-KGC15、原動機の型式: 1KR、 初度登録年月: 平成17年5月、車名: トヨタ、車体の形状: 箱型
 - イ 解体処分とする。部分取り不可。故障あり。自走不可。

No.7 軽自動車(秋田480 か 940)

- (1) リサイクル料金 預託済み 8,220円
- (2) 保管場所 秋田市向浜一丁目13番1号 (汚泥再生処理センター車庫(旧処理棟側))
- (3) 担当課等 環境総務課 佐々木 聖矢 (電話 018-888-5702)
- (4) 車両の概要

ア 車台番号:S331V-0009616、型式:EBD-S331V、原動機の型式:KF、初度登録年月:平成20年6月、車名:ダイハツ、車体の形状:バン

イ 解体処分とすること。部分取り不可。

No.8 軽自動車(秋田580 す 6282)

- (1) リサイクル料金 預託済み 8,690円
- (2) 保管場所 秋田市下北手桜蛭沢141-7 (一つ森公園敷地内)
- (3) 担当課等 公園課 小嶋 ことね (電話 018-888-5753)
- (4) 車両の概要

ア 車台番号:HC24S-251130、型式:CBA-HC24S、原動機の型式:K6A、 初度検査年月:平成21年4月、車名:ニッサン、車体の形状:箱型

イ 解体処分とすること。部品取り不可。車両の自走の可否は不明。

2 不用品の取扱い事項および落札決定後の手続

落札者は、次の事項および手続の順序を遵守すること。手続に当たっては、各担当課へ必ず事前連絡を行うこと。

- (1) 契約締結後、契約課から落札者へ納入通知書および受領書を送付するので、落札者は期限までに代金を納入し、領収書の写しを契約課へ提出すること。
- (2) 落札者は、車両の取扱い(解体)について担当課へ確認し、車両の搬出および各手続の日時等について申し合わせること。
- (3) 搬出期限については、令和7年1月31日(金)までとする。
- (4) 落札者は、期限までに車両および付属品等を搬出すること。また、搬出に当たっては、担当課の指示のもと落札者が自ら行うこと。なお、車両は、代金納付時の現況有姿により引き渡すこととし、秋田市は、契約不適合責任を負わないものとする。
- (5) 落札者は、車両を受け取った後、担当課へ受領書を提出すること。

(6) 車両については、各担当課所室からの要件に従うこと。ただし、秋田市の車両と認識される塗装等がある場合には、それを完全に抹消(消去)し、前所有者を特定できないようにすること。なお、その際には、塗装等を完全に抹消(消去)したことが分かる写真等を契約課へ提出すること。

ア 落札者が車両を解体する場合

- (ア) 担当課へ車両および預託証明書等 (A券、B券) の引渡しを依頼すること
- (イ) 車両の解体を行い、担当課へB券および解体証明書を提出すること。 なお、車両に係る永久抹消登録手続等は担当課が行う(登録識別情報等通 知書および譲渡証明書は交付しない。)。

3 問合せ先

秋田市総務部契約課 用度担当 伊勢電話 018-888-5436